

小学校給食調理業務委託校連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 小学校給食調理業務委託校（以下「委託校」という。）の学校給食運営等について検討するために、小学校給食調理業務委託校連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、給食調理業務委託の実施状況等の情報交換及び検証を行い、その検証結果を教育長に報告する。

(構成)

第3条 連絡会は、次の委員をもって構成する。

(1) 委託校の学校長

(2) 委託校の栄養職員

(3) 教育委員会学校教育部健康教育課職員

(組織)

第4条 連絡会に、委員長1名を置く。

2 委員長は、教育委員会学校教育部健康教育課長をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、教育委員会学校教育部健康教育課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。